

様式 1 公表されるべき事項

別 添

独立行政法人地域医療機能推進機構(法人番号6040005003798)の役職員の報酬・給与等について
(令和7年度)

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、中期目標管理法であり、病院及び介護老人保健施設等の運営等の業務を行っている。
役員報酬の支給水準を設定するにあたっては、独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定に基づき、
国家公務員(指定職)の給与、民間企業の役員の報酬及び当法人の経営状況等を考慮している。

② 令和7年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人では、業績年俸において前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、
評価結果に応じて100分の80以上100分の120以下の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を支給している。
令和7年度の業績年俸においては、法人の経営状況に鑑み、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ
100分の110を乗じて得た額のうち100分の80を支給した。

③ 役員報酬基準の内容及び令和7年度における改定内容

法人の長

役員報酬基準は、年俸及び手当から構成されている。
年俸については、独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程に則り、月例年俸額(14, 331, 600円)及び業績年俸額(5, 648, 700円)としている。
手当については、独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程に則り、通勤手当、
単身赴任手当及び地域手当を加算して算出している。

理事

法人の長と同様、役員報酬支給基準は、年俸及び手当から構成されている。
年俸については、独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程に則り、月例年俸額(9, 976, 800円)及び業績年俸額(3, 932, 300円)としている。
手当については、独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程に則り、通勤手当、
単身赴任手当及び地域手当を加算して算出している。

理事(非常勤)

報酬については、独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程に則り、常勤理事の報酬との権衡を考慮して、理事長が定めることとしている。

監事(非常勤)

報酬については、独立行政法人地域医療機能推進機構役員報酬規程に則り、常勤監事の報酬との権衡を考慮して、理事長が定めることとしている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	令和7年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職	
	千円	報酬(給与)	千円	賞与	千円	その他(内容)		就任
法人の長	22,948	14,201	6,104	2,643	(地域手当)	R4.4.1		*
A理事	15,681	9,886	3,790	2,005	(地域手当) (通勤手当)	R6.7.1		◇
B理事	15,689	9,886	3,926	1,877	(地域手当) (通勤手当)	R6.4.1	R8.3.31	◇
C理事	17,690	10,826	4,621	2,243	(地域手当) (通勤手当)	R6.4.1		
D理事	16,115	9,886	4,249	1,980	(地域手当) (通勤手当)	R4.4.1		
E理事	15,893	9,886	4,117	1,890	(地域手当) (通勤手当)	R6.4.1		
G理事 (非常勤)	575	575	—	—		R6.4.1	R8.3.31	
A監事 (非常勤)	2,880	2,880	—	—		H26.4.1		
B監事 (非常勤)	2,880	2,880	—	—		R6.7.1		

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

当法人は、病院及び介護老人保健施設等の運営等の業務を行っており、

- ① 地域医療、地域包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支えること
- ② 地域医療の課題の解決・情報発信を通じた全国的な地域医療・介護の向上を図ること
- ③ 地域医療・地域包括ケアの推進に寄与できる人材を育成し、地域住民への情報発信を強化することが求められている。さらに、内部統制や業務の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすこととしている。

これらの役割を担う当法人の長は、地域医療に貢献してきた経験、医療者としての豊富な知識、法人の自立的運営やガバナンス体制の構築強化など強い指導力を有している。当法人の長の報酬は、類似した事業を行っている他の法人の長の報酬と同程度であることに加え、令和6年度業務実績評価結果については、8項目中、4項目がA評価、4項目がB評価であり、総合評価がA評価であることから、報酬水準は妥当と考えられる。

理事

当法人は、病院及び介護老人保健施設等の運営等の業務を行っており、

- ① 地域医療、地域包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支えること
- ② 地域医療の課題の解決・情報発信を通じた全国的な地域医療・介護の向上を図ること
- ③ 地域医療・地域包括ケアの推進に寄与できる人材を育成し、地域住民への情報発信を強化することが求められている。さらに、内部統制や業務の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすこととしている。

当法人の理事は、管理、医療・研修、病院経営・健診、情報システム、看護・介護・広報について各職務を担当し、理事長を補佐してそれぞれの職務を適正かつ効率的に行い、当該担当職務に関して関係職員を指揮監督する役割を担っている。

理事の報酬は、類似した事業を行っている他の法人の理事の報酬と同程度であることに加え、令和6年度業務実績評価結果については、8項目中、4項目がA評価、4項目がB評価であり、総合評価がA評価であることから、報酬水準は妥当と考えられる。

理事(非常勤)

当法人は、病院及び介護老人保健施設等の運営等の業務を行っており、

- ① 地域医療、地域包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支えること
- ② 地域医療の課題の解決・情報発信を通じた全国的な地域医療・介護の向上を図ること
- ③ 地域医療・地域包括ケアの推進に寄与できる人材を育成し、地域住民への情報発信を強化することが求められている。さらに、内部統制や業務の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすこととしている。

当法人の理事(非常勤)は、社会保障・経済政策を担当し、理事長を補佐してそれぞれの職務を適正かつ効率的に行い、当該担当職務に関して関係職員を指揮監督する役割を担っている。

職務内容の特性を踏まえても報酬水準は妥当と考えられる。

監事(非常勤)

当法人は、病院及び介護老人保健施設等の運営等の業務を行っており、

- ① 地域医療、地域包括ケアの要として、超高齢社会における地域住民の多様なニーズに応え、地域住民の生活を支えること
- ② 地域医療の課題の解決・情報発信を通じた全国的な地域医療・介護の向上を図ること
- ③ 地域医療・地域包括ケアの推進に寄与できる人材を育成し、地域住民への情報発信を強化することが求められている。さらに、内部統制や業務の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすこととしている。

当法人の監事(非常勤)は、理事長及び会計監査人と連携して意思疎通を図り、監事監査の実施によりその結果を業務に反映させ、公正中立に法人運営の適正な執行を担保する役割を担っている。

監事(非常勤)の報酬は、当法人と類似した事業を行っている他の法人の監事の報酬と同程度であり、この点を踏まえても報酬水準は妥当と考えられる。

【主務大臣の検証結果】

当該役員の報酬は、医療の提供を主要な業務とする他法人の役員の報酬額と比較しても妥当な水準であるとする。また、役員の職務内容の特性や令和6年度業務実績評価結果を鑑みても妥当な報酬水準であるとする。

4 役員の退職手当の支給状況(令和7年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当なし	年 月			
理事	千円 該当なし	年 月			
監事 (非常勤)	千円 該当なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当なし
理事	該当なし
監事 (非常勤)	該当なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

当法人では、業績年俸において前年度の業績年俸の額に、前年度の厚生労働大臣の業績評価を踏まえ、その評価結果に応じて100分の80以上100分の120以下の範囲内で理事長が定める割合を乗じて得た額を支給している。今後も引き続き、法人及び役員の業績に応じた適正な役員報酬となるような仕組みを継続していくこととしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人の職員の給与水準は、独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定に基づき、一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける国家公務員の給与等、民間企業の従業員の給与等、当法人の業務の実績並びに職員の職務の特性及び雇用形態その他の事情を考慮しつつ、労働組合との交渉により決定している。

人件費管理は、中期計画において、「良質な医療及び介護を効果的・効率的に提供していくため、医師、看護師、介護福祉士等の医療・介護従事者数については、経営にも十分配慮の上、医療及び介護を取り巻く状況の変化に応じて適切に対応するとともに、給食や医事等の業務においては、アウトソーシング化等による業務の効率化・迅速化だけでなく、サービスの質向上や人材育成等の効果等についても総合的に勘案した上で、適切な人員配置に努める。」こととしており、当該計画に基づき適正な人員配置に努めるとともに、業務委託についてもコスト低減に十分配慮した有効活用を図ること等により、人件費率と委託比率を合計した率について、業務の量と質に応じた病院運営に適正な率を目指す。

また、給与水準は、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、法人の業務の実績及び職員の職務の特性等を考慮し、国民の理解が十分得られるよう必要な説明ができるものとする。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

当法人は、平成26年4月の法人発足時より評価制度を導入しており、業績年俸、業績手当、昇給に反映させている。

年俸制適用職員にあっては、前年度の業務の実績を考慮し、100分の70から100分の130の範囲内で定める割合を前年度の業績年俸に乗じて得た額を支給し、その他の常勤職員にあっては、業績に応じて定める割合を算定基礎額に乗じて得た額(業績反映部分)を支給している。

また、経常収支が良好な病院に在籍する職員に対しては、年度末賞与を支給している。

昇給については、常勤職員(院長を除く)の勤務成績に応じて、5段階に区分し、反映させている。

③ 給与制度の内容

独立行政法人地域医療機能推進機構職員給与規程に則り、基本給及び諸手当(扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、地域手当、広域異動手当、寒冷地手当、役職手当、特殊勤務手当、附加職務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直等手当、医師等派遣手当、役職職員特別勤務手当、業績手当、医師手当、医療専門資格手当及び診療看護師手当等)を支給している。

業績手当については、基礎的支給部分、業績反映部分及び年度末賞与があり、支給額については以下のとおりである。

基礎的支給部分については、基礎的支給部分算定基礎額(基本給月額+扶養手当の月額+地域手当の月額+広域異動手当の月額+役職加算額+役付加算額)に100分の125(役職手当の支給を受けている職員にあっては、100分の105)を乗じ、さらに基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額としている。

業績反映部分については、役職職員とその他の職員とに区分して、それぞれの標準事業場支給総額(業績反映部分算定基礎額(基本給月額+基本給月額に対する地域手当の額+基本給月額に対する広域異動手当の額+役職加算額+役付加算額)+扶養手当の月額+扶養手当の月額に対する地域手当の額+扶養手当の月額に対する広域異動手当の額に標準事業場支給割合を乗じて得た額)に理事長の定めた割合を乗じて得たそれぞれの支給総額の範囲内で、それぞれに各職員のポイントにより決定される。職員のポイントについては、基本ポイント(業績反映部分算定基礎額を1,000円で除して得たポイント)+成績ポイント(基本ポイントに成績ポイント率を乗じて得たポイント)に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間に応じた割合を乗じて決定される。なお、業績反映部分については、各病院の経営状況により、変動する仕組みとなっている。

年度末賞与については、当該年度の経常収支が良好な病院に在籍する職員に対して、算定基礎額(基準日現在に受けるべき基本給+基準日現在に受けるべき基本給に対する地域手当の額及び広域異動手当額+役職加算額+役付加算額)に当該病院の経常収支に応じた支給割合を乗じ、さらに基準日以前12箇月以内の期間におけるその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額を支給している。

また、年俸制適用職員にあっては、業績年俸の額+扶養手当加算額+地域手当並びに広域異動手当の額に業績評価に応じた増減率を乗じ、さらにその者の在職期間に応じた割合を乗じて得た額を支給している。

④ 給与制度の令和7年度における主な改定内容

令和6年度人事院勧告を参考に、寒冷地手当(支給地域改定)、通勤手当(支給限度額引上げ、新幹線等の特別料金を支給限度額の範囲内で全額支給可能、採用時から新幹線等に係る通勤手当の支給可能、育児・介護の事情により転居した職員にも新幹線等に係る通勤手当の支給可能)及び単身赴任手当(採用時から支給可能)を改定し、再雇用職員に対しても地域手当の異動保障、住居手当、寒冷地手当を支給することとした。

また、令和7年度補正予算に係る対応として、基本給のベースアップを実施した他、国や地方自治体等から人件費に充当可能な補助金等が交付された場合に支給可能となる補助金等特別手当を新設した。

2 職員給与の支給状況等

① 常勤職員の数

全常勤職員(令和8年4月1日時点):24,475人

注:常勤の在外職員、任期付職員及び再雇用職員(再任用職員)を含む全ての常勤職員の総数

うち同一の職種等により通年で給与が支給された職員(対象常勤職員):16,427人

② 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	15,226	41.4	5,709	4,385	76	1,324
事務・技術	1,182	44.1	5,872	4,502	117	1,370
医療職種 (病院医師)	718	45.2	12,177	9,574	97	2,603
医療職種 (病院看護師)	8,268	40.4	5,448	4,174	62	1,274
医療職種 (医療技術職)	3,605	40.4	5,308	4,057	94	1,251
技能職種 (自動車運転手等)	155	50.4	5,119	3,874	69	1,245
教育職種 (看護専門学校教員)	13	53.5	7,966	6,122	150	1,844
福祉職種 (MSW、保育士等)	209	44.4	5,347	4,069	83	1,278
療養介助職種 (看護助手等)	243	49.4	4,203	3,194	61	1,009
介護福祉職種 (介護福祉士等)	643	44.8	4,937	3,855	59	1,082
診療情報管理職種 (診療情報管理士)	83	44.8	5,011	3,805	108	1,206
医師事務作業補助職種 (医師事務作業補助員)	107	44.4	4,128	3,165	75	963

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く

注2:上記の「医療職種(病院医師)」については、年俸制が適用される医長以上の医師は含まれない。

注3:「研究職種」及び「教育職種(高等専門学校教員)」については、該当する職員がいないため、欄に記載していない。

注4:令和7年度を通じて在職し、かつ、令和8年4月1日に在職する職員(休職等により給与が減額された者を除く)の状況である。

注5:非常勤職員については、調査の対象に該当する者がいないため、表に記載していない。

注6:「医療職種(医療技術)」は、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等である。

「技能職種(自動車運転手等)」は、電話交換手、自動車運転手、ボイラー技士等である。

「教育職種(看護専門学校教員)」は、教員である。

「療養介助職種(看護助手等)」は、看護助手、薬剤助手等である。

③ 職種別支給状況(年俸制適用者)

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
常勤職員	736	57.1	15,870	12,191	106	3,679
院長	44	66.4	18,977	14,364	91	4,613
医療職種 (病院医師)	692	56.5	15,673	12,054	107	3,619

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再雇用職員を除く。

注2:上記職種以外の職種については、該当する職員がいないため、欄に記載していない。

注3:令和7年度を通じて在職し、かつ、令和8年4月1日に在職する職員(休職等により給与が減額された者を除く)の状況である。

④ 職種別支給状況(再雇用職員)

区分	人員	平均年齢	令和7年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当等		
再雇用職員	460	62.7	3,880	3,343	73	537
事務・技術	40	62.7	3,752	3,227	107	525
医療職種 (病院看護師)	246	62.7	4,182	3,608	61	574
医療職種 (医療技術職)	91	62.7	3,515	3,024	106	491
技能職種 (自動車運転手等)	23	62.9	3,246	2,772	71	474
福祉職種 (MSW、保育士等)						
療養介助職種 (看護助手等)	37	63	3,370	2,886	53	484
介護福祉職種 (介護福祉士等)	23	62.5	3,765	3,278	37	487
診療情報管理職種 (診療情報管理士)						
医師事務作業補助職種 (医師事務作業補助員)						

注1:再雇用職員については、在外職員、任期付職員及び非常勤職員を除く。

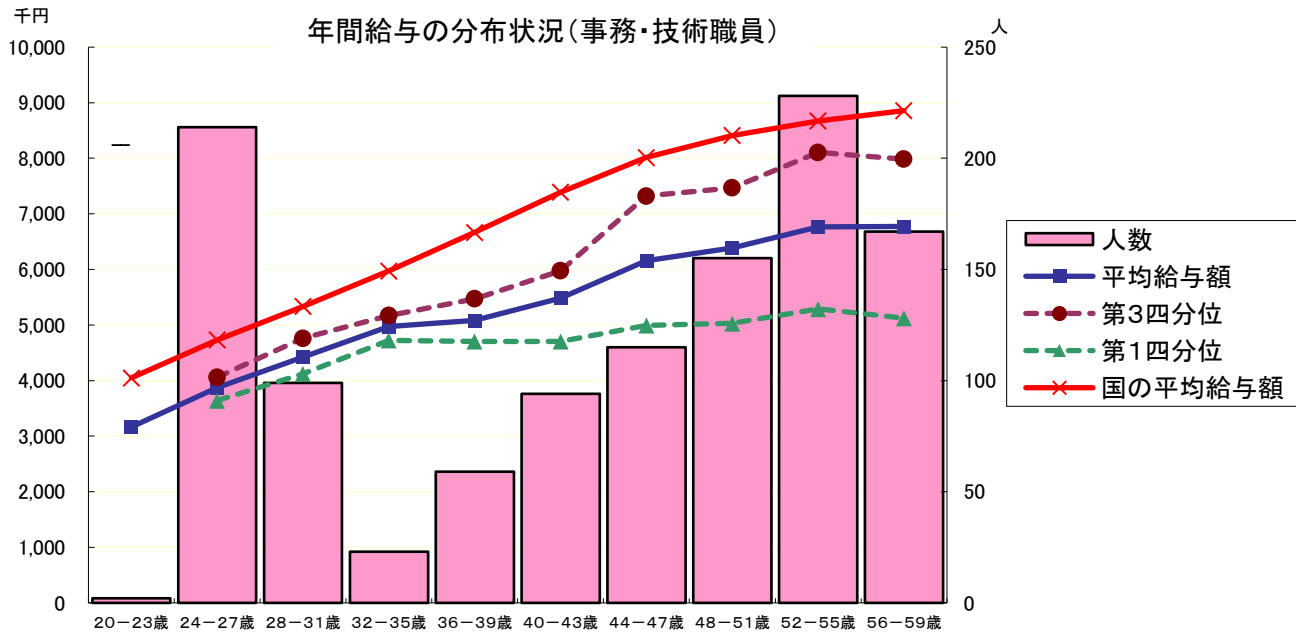
注2:上記職種以外の職種については、該当する職員がないため、欄を記載していない。

注3:令和7年度を通じて在職し、かつ、令和8年4月1日に在職する職員(休職等により給与が減額された者を除く。)の状況である。

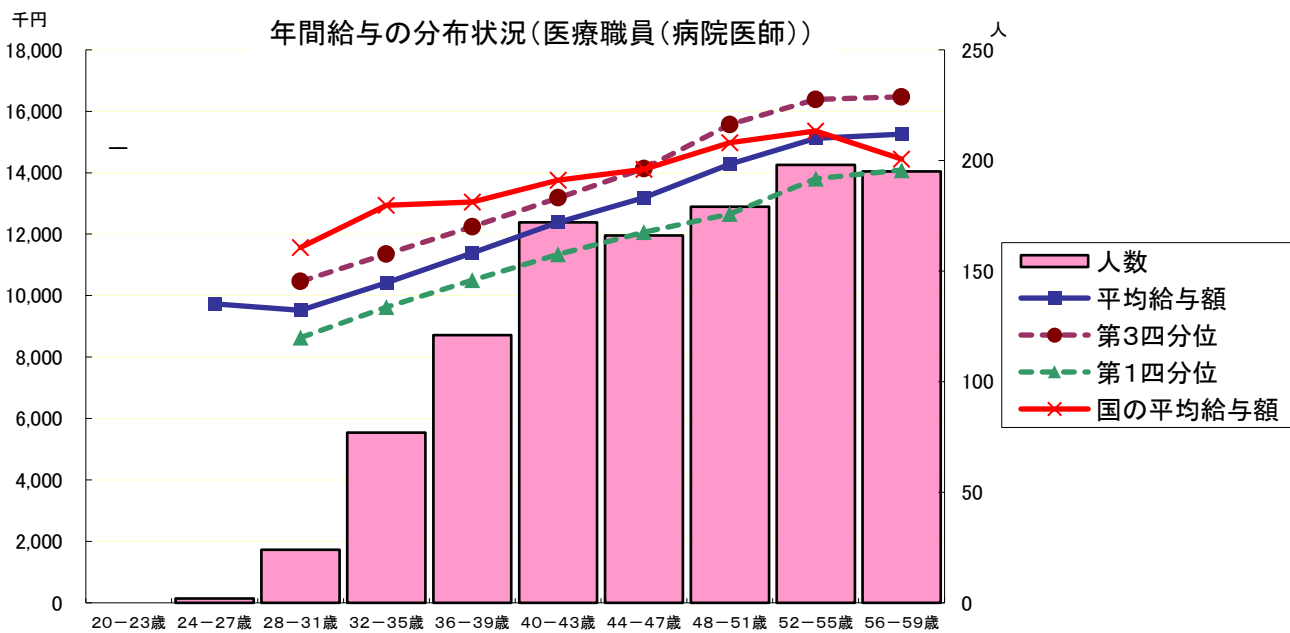
注4:再雇用職員の福祉職種(MSW、保育士等)、診療情報管理職種(診療情報管理士)及び医師事務作業補助職種(医師事務作業補助員)については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再雇用職員全体の数値からも除外している。

⑤ 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員及び再雇用職員を除く。以下、⑦まで同じ。]

(事務・技術職員)

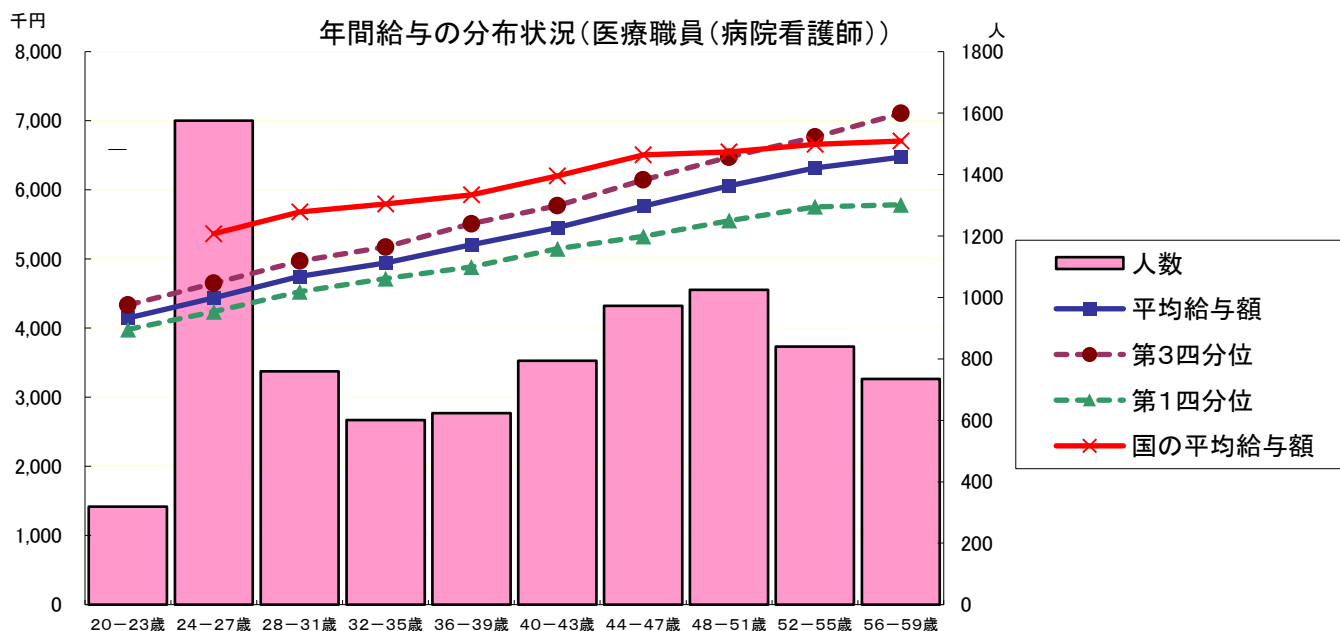


(医療職員(病院医師))



注1:20-23歳の年齢層には、該当者がいない。

(医療職員(病院看護師))



⑥ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
・本部課長	12	53.0	9,847	11,063 ～ 8,903
・本部係員	40	27.7	4,380	5,186 ～ 3,465
・地方係長	253	44.6	5,545	7,635 ～ 3,404
・地方係員	530	39.7	4,451	5,901 ～ 3,092

(医療職員(病院医師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
・診療科長	491	50.7	13,563	17,316 ～ 10,319
・医師	439	42.0	11,486	15,142 ～ 7,171

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	最高～最低
・看護師長	681	52.5	7,169	8,329 ～ 5,482
・看護師	6,472	37.7	5,052	7,048 ～ 3,524

⑦ 賞与(令和7年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／医療職員(病院医師)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.6	% 55.4	% 55.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.4	% 44.6	% 45.0
	最高～最低	% 63.1～28.6	% 68.3～18.4	% 65.9～25.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.5	% 64.4	% 64.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.5	% 35.6	% 36.0
	最高～最低	% 55.0～19.1	% 61.8～6.9	% 58.7～16.6

(医療職員(病院医師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 0.0	% 0.0	% 0.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 100.0	% 100.0	% 100.0
	最高～最低	% 100.0	% 100.0	% 100.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 62.6	% 61.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.9	% 37.4	% 38.2
	最高～最低	% 62.0～19.6	% 63.7～0.0	% 62.9～17.0

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 54.4	% 54.9	% 54.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 45.6	% 45.1	% 45.3
	最高～最低	% 63.5～24.4	% 66.9～13.9	% 65.3～22.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 63.5	% 63.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 36.5	% 36.6
	最高～最低	% 56.8～18.7	% 61.8～0.0	% 58.3～16.3

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 77.7 ・年齢・地域勘案 81.0 ・年齢・学歴勘案 78.3 ・年齢・地域・学歴勘案 81.5
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員より低い水準である
給与水準の妥当性の 検証	<p>(給与水準の妥当性の検証)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 なし】</p> <p>【累積欠損額 なし(令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 27.5%(常勤職員数 1,182名中325名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 59.9%(常勤職員数 1,182名中708名)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 22.6%(支出総額6,875億円、給与・報酬等支給総額1,556円:令和6年度決算)】</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>令和7年度における数値が、国家公務員より低くなっている理由として、経営状況を考慮して令和7年度人事院勧告を参考にしたベースアップ及び賞与支給月数の上限引上げ(4.6月→4.65月)が未実施であること、各病院の経営状況により賞与の支給率が決定されるため、年間4.6月に満たない病院があること、経営状況を踏まえ地域手当の支給割合を抑制していること、職員の占める大卒以上の高学歴者の割合が59.9%と国(65.1%)と比較して低くなっていることなどが考えられる。</p> <p>注)国の職員に占める大卒以上の高学歴者の割合は、令和7年国家公務員給与等実態調査(行政職(一))の公表データより算出</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与及び当法人と類似した事業を実施している独立行政法人の職員の給与等を考慮し、適切に対応していく。

○医療職員(病院医師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 94.8 ・年齢・地域勘案 96.1 ・年齢・学歴勘案 94.8 ・年齢・地域・学歴勘案 96.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員より低い水準である
給与水準の妥当性の 検証	<p>(給与水準の妥当性の検証)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 なし】</p> <p>【累積欠損額 なし(令和6年度決算)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 100%】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 22.6%(支給総額6,875円、給与・報酬等支給総額1,556円:令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 49.1%(常勤職員数1,410名中692名)】</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>令和7年度における数値が、国家公務員より低くなっている理由として、経営状況を考慮し、令和7年度人事院勧告を参考にしたベースアップ及び賞与支給月数の上限引上げ(4.6月→4.65月)が未実施であること、各病院の経営状況により賞与の支給率が決定されるため、年間4.6月に満たない病院があることなどが考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員の医師の給与、民間医療機関の医師の給与及び当法人と類似した事業を実施している独立行政法人の医師の給与等を考慮しながら、医師確保の状況と併せて検討し、適切に対応していく。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 88.8 ・年齢・地域勘案 88.9 ・年齢・学歴勘案 89.0 ・年齢・地域・学歴勘案 89.1
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	国家公務員より低い水準である。
給与水準の妥当性の 検証	<p>(給与水準の妥当性の検証)</p> <p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 なし】</p> <p>【累積欠損額 なし(令和6年度決算)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 22.6%(支出総額6,875円、給与・報酬等支出総額1,556円:令和6年度決算)】</p> <p>【管理職の割合 9.7%(常勤職員数8,268名中800名)】</p> <p>【大卒以上の高学歴者の割合 20.4%(常勤職員数8,268名中1,687名)】</p> <p>(法人の検証結果)</p> <p>令和7年度における数値が、国家公務員より低くなっている理由としては、経営状況を考慮し、令和7年度人事院勧告を参考にしたベースアップ及び賞与支給月数の上限引上げ(4.6月→4.65月)が未実施であること、各病院の経営状況により賞与の支給率が決定されるため、年間4.6月に満たない病院があること、経営状況を踏まえ地域手当の支給割合を抑制していることなどが考えられる。</p> <p>(主務大臣の検証結果)</p> <p>国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。</p>
講ずる措置	引き続き、国家公務員の看護師の給与、民間医療機関の看護師の給与及びび当法人と類似した事業を実施している独立行政法人の看護師の給与等を考慮しながら、看護師確保の状況と併せて検討し、適切に対応していく。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給)
月額 205,500円 年間給与 3,411,300円
 - 35歳(本部係長)
月額 341,374円 年間給与 5,745,324円
 - 50歳(本部課長)
月額 578,200円 年間給与 9,552,299円
- ※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者13,000円、子1人につき6,500円)を支給
※業績手当は4.6月での支給で算出

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

平成26年4月の法人発足当初より業績評価制度を導入し、業績年俸、業績手当及び昇給において反映させているところであり、今後も継続していく予定である。

III 総人件費について

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 150,424,661	千円 156,381,449	千円 160,672,214	千円 156,583,479	千円 155,633,968	千円 156,037,266
退職手当支給額 (B)	千円 1,754,808	千円 2,088,802	千円 2,504,145	千円 2,811,016	千円 3,535,743	千円 3,973,440
非常勤役職員等給与 (C)	千円 8,938,008	千円 9,145,482	千円 9,307,757	千円 9,256,582	千円 9,889,824	千円 9,923,297
福利厚生費 (D)	千円 22,810,369	千円 23,575,729	千円 24,204,575	千円 23,531,168	千円 23,732,373	千円 24,215,108
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 183,927,846	千円 191,191,462	千円 196,688,691	千円 192,182,245	千円 192,791,908	千円 194,149,111

注: 中期目標管理法法人及び国立研究開発法人については中期目標期間又は中長期目標期間の開始年度分から当年度分までを記載する。行政執行法人については当年度分を記載する。

総人件費について参考となる事項

【主な増減要因】

- 「給与、報酬等支給総額」の主な増減要因
 - ・各病院の経営状況により賞与の支給率が決定されるため。
- 「退職手当支給額」の主な増減要因
 - ・勤続年数の増などに伴い、1人当たりの平均支給額が増加したため。
- 「非常勤役職員等給与」の主な増減要因
 - ・非常勤時間単価の引き上げを行ったため。

※「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)」及び「公務員の給与改定に関する取扱いについて(平成29年11月17日閣議決定)」に基づき、以下の措置を講じた。

- 役員に関する講じた措置の概要: 役員退職手当計算式に、退職日に応じて下記の率を乗じて得た額とする。
 - :平成26年7月1日 ~ 100分の86.35
 - :平成30年1月1日 ~ 100分の83.7
- 職員に関する講じた措置の概要: 職員退職手当計算式に、退職日に応じて下記の率を乗じて得た額とする。
 - :平成26年7月1日 ~ 100分の87
 - :平成30年4月1日 ~ 100分の83.7

IV 定年制度及び60歳以上の職員の給与制度

【定年制度】

定年年齢: 60歳(医師及び歯科医師は65歳)

職員は、定年に達したときは、定年に達した日(その職員の定年に係る誕生日の前日をいう。)以降における最初の3月31日に退職する。

【60歳以上の職員の給与制度】

- ・定年前の医師及び歯科医師: 59歳以下の職員と同様の給与制度
- ・勤務延長者(定年退職により業務の正常な運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある職員): 59歳以下の職員と同様の給与制度(人材確保が困難な医師及び幹部職員(薬剤部長、看護部長、事務(部長)のみ)
- ・再雇用職員: その者に適用される基本給表に定める再雇用職員の基本給月額のうち、その者の職務の級に応じた額とする。賞与については、年間2.4月を上限として支給。

V その他

特になし